

福岡県公報

平成21年5月15日
第2965号

目次

告示(第822号 - 第844号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	7

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	7
公 告		
障害者雇用支援センターの指定の取消し	(新雇用開発課)	8
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
落札者等の公示	(システム管理課)	9
落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	10

監査委員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	10
-----------------	----------------	----

公安委員会

教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	13
------------	---------------	----

正 誤

目次(平成21年4月1日福岡県公報第2949号)中正誤		14
-----------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第822号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字神在字赤坂158 - 1、158 - 6及び158 - 7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市大字神在212番地の1
矢野 豊秋
前原市大字神在193番地の1

花岡 利明

福岡県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	船 越 前 原 線	前	糸島郡志摩町大字東貝塚840番1先から同郡同町大字小金丸1634番1先まで	8.3 ～ 10.3	470.8
			後	同上	9.3 ～ 10.9	470.8

福岡県告示第824号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市内野西土地改良区	平成21年4月30日

福岡県告示第825号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市潤野字寺田862 - 10
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
嘉穂郡桂川町大字土師2158 - 1
有限会社 きど葬祭 代表取締役 山崎 聡

福岡県告示第826号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏 名	住 所		名 称	所在地
福岡県第494号	高 崎 一 貫	朝倉市秋月野鳥527	種穂苗木	高崎 一貫	朝倉市秋月野鳥527

福岡県告示第827号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成21年4月23日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 (仮称) 夜須ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社Aコープ九州	福岡県福岡市東区松田二丁目7番1号
ホウトク技研株式会社	福岡県朝倉市福光1183番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社Aコープ九州	福岡県福岡市東区松田二丁目7番1号
未定	未定

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年12月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,897平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	132

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	86

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	121.00

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	40.13

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社Aコープ九州	9:00	22:00
未定	9:00	22:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷捌き施設1 午前6時から午後10時まで

荷捌き施設2 午前6時から午後10時まで

福岡県告示第828号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字八畝上524-3及び525-7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字長者原420番地1

丸山 健太郎

福岡県告示第829号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糟屋郡篠栗町地域	平成21年3月27日

福岡県告示第830号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区北西部	平成21年2月20日

福岡県告示第831号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市八木山字小谷2078、2084、2096

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

縦 覧 に 供 す る 書 類	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
県営大川南部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成21年5月15日から 平成21年6月12日まで	大川市役所

福岡県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後西部後期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成21年5月15日から 平成21年6月12日まで	筑後市役所

福岡県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大溝地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成21年5月15日から 平成21年6月12日まで	大木町役場 久留米市役所 大川市役所

福岡県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営東八田地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成21年5月15日から 平成21年6月12日まで	築上町役場

福岡県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営丸山地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成21年5月15日から 平成21年6月12日まで	小郡市役所

福岡県告示第837号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会
 - (2) 代表者の氏名
松尾 和昭
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女市吉田67番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者又地域住民に対して、多様な福祉サービスを創意工夫し、総合的に提供して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行うとともに、広く市民に対する余暇活動支援や労働者に対する交流支援

などを行うことでもって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月29日福岡県告示第490号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第839号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月3日農林水産省告示第2321号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1734号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1729号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1728号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1727号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1726号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項第1号の規定に基づき、障害者雇用支援センターの指定を取り消したので、同条第2項の規定により次のように公示する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定を取り消した者の名称及び住所
財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
- 2 事務所の所在地
久留米市百年公園1番1号
- 3 取消年月日
平成21年4月1日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称
福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画下水道の変更（福岡県決定）
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時
平成21年6月8日 午後7時から9時まで
 - (2) 場所
粕屋町役場2階大会議室（粕屋町駕与丁1-1-1）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
 - (1) 都市計画の案の概要
 - ア 下水道の名称 多々良川流域下水道

イ 下水管渠
久山幹線を廃止する。

ウ その他の施設

内 訳	位 置	備 考
多々良川浄化センター	福岡市東区蒲田二丁目	約157,000㎡から約154,000㎡へ用地を縮小する。

(2) 閲覧

同案については、平成21年5月15日から同月29日までの間、福岡県建築都市部下水道課、福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課、糟屋郡久山町下水道課及び粕屋町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年5月29日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711) に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量
サーバ等設置に係る賃貸借
初期導入ラック数 0ラック
年間使用ラック数 648ラック
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
初期導入経費 1ラック当たり 105,000円
月額賃借料 1ラック当たり 144,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1 (b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る物品の名称及び数量

(1) 男性警察官用夏服上衣（長袖）	5,000着程度
男性警察官用夏服上衣（半袖）	4,000着程度
女性警察官用夏服上衣（長袖）	300着程度
女性警察官用夏服上衣（半袖）	150着程度
(2) 男性警察官用夏服ズボン	9,000本程度
女性警察官用夏服スカート	60着程度
女性警察官用夏服ズボン	400本程度
女性警察官用夏服ベスト	60着程度
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年4月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
ア 株式会社森荘
イ フジメン株式会社
 - (2) 住所
ア 福岡市博多区吉塚8丁目1番67号
イ 福岡市東区多の津1丁目7番3号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(1) 男性警察官用夏服上衣（長袖）	1着につき	6,835.5円
男性警察官用夏服上衣（半袖）	1着につき	6,373.5円
女性警察官用夏服上衣（長袖）	1着につき	6,835.5円
女性警察官用夏服上衣（半袖）	1着につき	6,373.5円
(2) 男性警察官用夏服ズボン	1本につき	6,709.5円
女性警察官用夏服スカート	1着につき	6,037.5円
女性警察官用夏服ズボン	1本につき	7,444.5円
女性警察官用夏服ベスト	1着につき	7,801.5円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成21年2月16日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（平成21年福岡県規則第25号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の廃止規則の制定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の制定により民法の規定による公益法人の設立及び監督の根拠がなくなったことに伴い、当然必要とされる規則の廃止を行うものであり、行政手続条例第37条第4項第7号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年4月10日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年5月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社ショーゴ

(2) 所在地

福岡市東区箱崎ふ頭四丁目12番35号

(3) 代表者

代表取締役 河野 章吾

2 行政処分の内容

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

(2) 産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年 月 日

4 処分の理由

事業者が、平成21年4月13日午後4時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

監査委員

監査公表第1号

保健医療介護部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等16か所について実施した定期監

査結果の報告（平成21年2月23日20監一第233号の3）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月15日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

20保総第2024号
平成21年3月31日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 野 田 栄市 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査結果に係る措置について（通知）

平成21年2月23日20監一第233号の3の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
嘉穂保健福祉環境事務所	生活保護費返還金で監査対象期間末日現在の収入未済額が前年度に比べて24,193,060円増加している。（1件）	文書の送付や電話等による指導、視認効果を高めるため黄色の封筒の利用、所在不明者の照会調査を行うとともに、債権回収員による訪問、関係市との連携による返還指導等、債権の回収に努める。
粕屋保健福祉環境事務所	生活保護費で準教材代及び不就労収入等の認定を誤ったことにより、805,500円が支給過不足となっている。（27件）	支給過不足については所要の措置を講じている。 今後、マスター入力の実合、複数職員による照合・読み合わせの更なる徹底及び保護台帳の自主的内部点検等、より一層のチェック体制の強化を行い、再発防止に取り組む、適正な事務処理に努める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第130号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成21年5月15日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成21年6月15日（月曜日） 午前9時00分～午後5時15分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校協会」
平成21年6月16日（火曜日） 午前9時00分～午後5時15分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校協会」
平成21年6月18日（木曜日） 午前9時00分～午後5時15分	技 能	福岡市城南区田島6丁目12番26号 福岡県自動車学校
平成21年6月22日（月曜日） 午前9時00分～午後5時15分	技 能	八女市大字平田388 八女中央自動車学校

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ

提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月5日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月5日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811 - 1392
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
 電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円
備考 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。			

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
21・4・1	2949	目次		1			14		認知機能検査員講習	警備員指導教育責任者講習